

**背景**

- 府は、石綿飛散防止対策について、事前調査及び大気濃度測定義務付け及び濃度規制基準等について、国に先んじた規制を実施してきた。
- 府内で不十分な事前調査による不適正な工事が確認された。
- 国は石綿飛散防止対策の更なる強化のため法を改正した。
- 改正法と条例との整合をはじめ、府の石綿飛散防止対策の検討が必要となった。

**検討に当たっての基本的な考え方**

- ①原因者負担の原則を踏まえ、発注者等に一定の責任を負わせる。
- ②石綿の有無を把握させるために事前調査を確実に実施させる。
- ③府民の安全・安心のために情報を提供する。

**（参考）審議経過**

- H25. 5. 13 知事から環境審議会に諮問。部会設置。
- H25. 7. 2 第1回部会を開催。
- H25. 8. 14 第2回部会を開催。
- H25. 9. 13 第3回部会を開催。
- H25. 11. 11 第4回部会を開催。
- H25. 11. 22 環境審議会に部会報告。

**第1 現行制度と課題**

**1 現行制度**

- ・現行の大阪府における石綿飛散防止対策の制度は、法の規制に加え条例独自の制度（対象建築材料の拡大、事前調査の義務付け、敷地境界基準の設定等）を設けて総合的な取り組みを講じている。

**2 課題**

- ・事前調査の信頼性の確保という観点から適正な調査を実施させる必要がある  
（事前調査の手法、調査項目、事前調査結果の記録、保存等）
- ・法改正に伴う法と条例の整合を図る必要がある  
（事前調査の義務付け、届出義務者の変更、それに伴う事前調査結果の発注者への説明）
- ・条例の敷地境界での大気濃度測定義務の考え方を整理する必要がある
- ・改正法が対象とする報告徴収及び立入検査の範囲の考え方を整理する必要がある
- ・府民の安全・安心のために情報を提供する必要がある

**第2 検討結果**

**1 発注者の主体的な関与**

- ・届出義務者を施工者から発注者等に変更
- ・施工者に書面の交付による事前調査結果の発注者への説明を義務付け
- ・発注者に工期や工事費等について、基準遵守を妨げる契約事項を排除

**2 事前調査**

**（1）事前調査方法の明確化**

- ・確実な調査を行わせるため調査の方法や項目を明確に提示

**（2）事前調査結果の届出書への添付等**

- ・届出内容の妥当性を判断するため届出書への調査結果の添付を義務付け
- ・届出の要否にかかわらず全ての工事において調査結果の保存を義務付け

**（3）事前調査結果の表示等**

- ・周辺住民への周知のため事前調査結果の表示を継続
- ・工事の現場に事前調査結果の備え付けを義務付け

**（4）事前調査等が不十分である場合における対応の強化**

**①施工者への対応**

- ・事前調査を実施していない場合だけでなく、調査が不十分な場合も勧告ができるように規定

**②発注者への対応**

- ・施工者に勧告又は工事の一時停止を命じた場合、その旨を発注者に通知し、是正を協力させるよう規定

**（5）除外規定の設定**

**①法と条例の整合**

- ・明らかに石綿が使われていない工事に対し、法改正を踏まえ事前調査の実施義務の適用を除外（表示は除外しない）

**②住民への情報提供について**

- ・周辺住民の不安解消のため全ての工事で石綿の有無の表示の義務付けを継続

**3 大気濃度測定**

- ・リスク管理の観点から敷地境界基準と測定義務を継続
- ・従前どおり4方向の敷地境界で測定
- ・測定結果の保存義務を継続

**4 報告徴収**

- ・新たに発注者に報告徴収ができるように規定
- ・施工者への作業状況の報告徴収権限を継続

**5 立入検査**

- ・新たに発注者の事務所等へ立入検査ができるように規定
- ・施工者の事務所等への立入検査権限を継続

**6 その他**

- ・条例による石綿含有成形板の規制の継続
- ・条例の石綿製品製造施設に関する規制の廃止
- ・府民の安全・安心のため、石綿飛散防止対策の情報提供及び普及啓発を規定
- ・関係機関（厚生労働省大阪労働局、市町村、建築・産廃部局）との連携